**海面における漁場計画**

**令和７年７月**

**大　阪　府**

**第１種・第２種・第３種共同漁業権**

１　公示番号　　　共第１７号（変更：共第１７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あさり漁業  えむし漁業  おごのり漁業  てんぐさ漁業  かき漁業  あわび漁業  さざえ漁業  がんがら漁業  とこぶし漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ６月１日から１０月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２２分４４．１秒　東経１３５度１４分４９．４秒

　　　イ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、２００メートルの点

北緯３４度２１分４０．７秒　東経１３５度１３分５８．５秒

３　免許予定日

　　令和　７年１０月１日

４　関係地区

　　阪南市尾崎町

５　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで